

焼却灰運搬車両の使用条件等仕様書

香芝・王寺環境施設組合（以下「発注者」という。）が発注する焼却灰運搬業務委託においては、原則として発注者が所有する焼却灰運搬用車両（以下「貸付車両」という。）を使用するものとし、使用条件は下記のとおりとする。また、貸付車両を使用するにあたって、焼却灰運搬業務委託契約（以下「委託契約」という。）とは別に貸付車両の自動車使用貸借契約を締結するものとする。

（貸付車両）

- ・車 名 日野プロフィア
- ・型 式 2DG-FS IAGA
- ・種 別 等 普通貨物自家用
- ・初度登録年月 令和元年5月

（貸付車両使用条件）

- ・貸付車両は、発注者と受託者が締結した委託契約に基づく焼却灰運搬業務以外に一切使用してはならない。
- ・受託者は、委託契約の規定に基づき同契約を解除された場合、貸付車両を直ちに発注者に返還しなければならない。
- ・受託者は、使用貸借契約期間の終了及び同契約の解除又は委託契約の解除により、貸付車両を発注者に返還する場合、奈良日野自動車㈱の整備工場にて委託者が指定する整備点検を必ず受けた後に返還する。これに係る費用一切は、受託者が負担するものとする。なお、整備点検内訳書を必ず提出すること。
- ・貸付車両の使用貸借契約期間中、発注者は随時車両確認を行うものとする。また、受託者は必ず始業前、始業後に車両の点検・整備・車両内外部の清掃を実施し、清潔に保持すること。
- ・貸付車両の使用後においては、車両全体の洗車を必ず毎日行うこと。なお、洗車については、組合の指示に従って美濃園の洗車場にて洗車を行うことができる。
- ・貸付車両に不具合等があれば直ちにその旨を発注者に報告し、受託者が修理・補充し、これらに係る費用一切は、受託者が負担するものとする。
- ・受託者の車両確認において不備があった場合は、直ちに発注者に連絡し、その指示に従うこと。
- ・貸付車両の維持管理においては、貸付車両の日常の点検・整備・清掃を行うとともに、奈良日野自動車㈱の整備工場において、日野プロフィア車両取扱説明書における各項目の点検及び交換時期に対応したメンテナンスを実施しなければならない（メンテナンス表参照）。維持管理において補充・交換があった時は、その旨が分かる年月日が写っている書類等を提出すること。そして、これらに係る費用一切は、受託者が負

担するものとする。

- ・受託者の過失により、貸付車両が事故や何らかの事情で車両に傷・凹み破損等が生じた場合、速やかに報告し、受託者が費用一切を負担し、奈良日野自動車(株)の修理工場で修理を行うこと。
- ・貸付車両の修理は、すべて奈良日野自動車(株)の修理工場で行い、修理の都度その内訳書を提出すること。

(貸付車両の名義・保管・維持管理)

- ・貸付車両の自動車検査証における使用者名義は発注者であり、自動車使用貸借契約期間において、使用者名義の変更は行わない。
- ・受託者は、貸付車両を発注者が指定する位置へ保管しなければならない。
- ・貸付車両が故障や事故等により使用できない場合は、受託者の責任において代替車を手配し、焼却灰運搬業務に支障をきたさないようにするものとする。(別途、焼却灰運搬業務仕様書の記載事項を遵守すること。)

(定期点検整備及び継続検査)

- ・受託者は、奈良日野自動車(株)の整備工場において発注者が指示するとおり、貸付車両の道路運送車両法第48条に規定する定期点検整備及び同62条に規定する継続検査を受けること。また、受託者は定期点検整備及び継続検査に係る費用一切(自動車重量税を含む。)を負担し、点検及び検査の内訳書を提出すること。

(保険)

- ・受託者は、貸付車両に対し、自賠責保険及び任意保険(対人・対物賠償額無制限)に加入するとともに、その保険料及びその加入に係る手続き費用一切を負担するものとする。

(事故の責任)

- ・貸付車両による公道上における受託者の運転に起因する事故の責任は、すべて受託者が負うものとし、事故処理等についても受託者が行うものとする。
- ・事故等の発生により、貸付車両が使用できない場合は、受託者の責任において代替車を手配するものとし、交通事故の場合、加入保険の損害賠償金以上に費用が発生した場合は、受託者がすべて負担するものとする。
- ・受託者の責任による事故等の発生により貸付車両が廃車になった場合は、廃車に伴う費用一切を受託者が負担する。また、受託者の責任において廃車になった車両と同等以上の代替車を確保するとともに、貸付車両を処分するものとする。ただし、その代替車の所有権は、発注者に帰属するものとする。